

兵庫県立龍野北高等学校

鶏鳳北同窓会規約 (改正案)

## 第一章 総則

## 【名称及び事務所】

第1条 (1) 本会は、鶏鳳北同窓会と称し、事務局は、兵庫県たつの市新宮町芝田 125-2 の(左)兵庫県立龍野北高等学校内に置く。

(2) 本会は、必要に応じて地方に同窓会支部を設けることができる。

## 【目的】

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図り、地域に開かれた母校の発展に寄与する事を目的とする。

## 【事業】

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、会員相互の親睦と研修会の開催。
- 2、学校行事ならびに部活動に対する援助。
- 3、本会ならびに学校がおこなう地域との交流事業。
- 4、目的達成に必要な事業。

## 第二章 組織

## 【会員】

第4条 本会は、下記の会員を持って組織する。

旧鶏北同窓会、旧鳳同窓会 会員 及び、龍野北高卒業生 ならびに、かつて各校に在学し 正副会長会(役員会)において承認を得た者。

## 【役員と評議員】

第5条 本会に次の役員と評議員を置く。

会 長	1名	代表副会長	1名	副会長	若干名	理 事	若干名
監 事	2名	会 計	2名	書 記	2名	評議員	若干名

## 【役員及び評議員の選出】

第6条 会長、副会長は、正副会長会(役員会)において選出する。役員である理事・監事・会計・書記は会長が委嘱する。定期総会に臨む評議員は、理事の推挙による。これらは正副会長会(役員会)において承認を得るものとする。

## 【役員及び評議員の任務】

第7条 役員及び評議員の任務を次のように定める。

- 1、会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職を代理する。
- 3、理事は会務の執行にあたる。
- 4、監事は事業及び会計監査を行う。
- 5、会計は本会の財務を担当する。
- 6、書記は会議等必要な事項を記録する。
- 7、評議員は同窓会員を代表し定期総会に臨む。

## 【役員及び評議員の任期】

第8条 (1) 役員及び評議員の任期は3年として再任を妨げない。但し、役員及び評議員はその任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(2) 期間中に欠員が生じた時は補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

### 第三章 会議

#### 【正副会長会(役員会)】

第9条 「正副会長会(役員会)」とは、会長及び副会長(全役員と評議員)によって構成する会議をいう。本会は毎年開催する。会長が必要と認めた場合は、臨時正副会長会(役員会)を開催することができる。

#### 【総会】

第10条 (1) 本会は毎年一回全役員及び、評議員による「定期総会」を開催する。会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

(2) この総会には一般会員も出席することができる。

#### 【総会決議事項】

第11条 総会に付議しなければならない事項は、次の通りとする。

- 1、事業計画並びに収支予算に関すること。
- 2、事業報告並びに収支決算に関すること。
- 3、規約の変更に関すること。
- 4、役員を選出に関すること。
- 5、その他、会長が必要と認めたもの。

#### 【議決方法】

第12条 本会の議決は、全て出席者の過半数により決定する。

### 第四章 会計

#### 【会計及び会計年度】

第13条 本会の事業遂行に要する費用は、会費及びその他の収入を持ってこれにあてる。会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 会費の納入期限は、卒業期とする。

「会費 5,000 円」

### 第五章 顧問

#### 【顧問】

第15条 本会に顧問を置くことができる。

- 1、会長は正副会長会(役員会)にはかり顧問を委嘱することができる。
- 2、顧問は現校長・旧校長及び本会の功労者から推薦し、本会運営に関する重要事項に対し会長の諮問に応じる。

### 第六章 規約の改正

#### 【規約の改正】

第16条 この規約を改正するときは、正副会長会(役員会)の議決を経て総会の承認を得なければならない。

### 第七章 補則

#### 【細則】

第17条 本会運営についての細則は別途に定める。

#### 【附 則】

第1条 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 この規約は、令和 年 月 日から施行する。